

「令和7年9月18日時点でオンライン診療-調剤体制に対応済みで、今後も調剤対応を行う薬剤師」に係る、報告用ウェブサイト入力方法

2025年9月・日本薬剤師会作成

(注) 本資料中「調剤」は「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づく緊急避妊薬の調剤のことをいう。

今後も調剤のみ行う

販売について未定の場合は一旦「調剤のみ」で申告してください。

調剤は継続し、今後販売も行う

日本薬剤師研修センターのeラーニングを

今後受講予定

すでに修了した
または
調査研究協力薬剤師である

(注) すでに修了していても、現時点では販売に関する申告は完了しないため、販売体制を整備後、再度申告する必要があることに留意すること。

【ABC共通】今後も「調剤」に対応する場合は、R7年10月31日までに申告すること。
(申告が遅れた場合、調剤一覧への未掲載期間が生じます)

A

「新規登録」にて申告

申告操作が2回目以降(変更や修正など)の場合は「登録内容変更」を選択

B

C

現時点で【B】【C】該当の場合、入力方法は以下のとおりであるが、まずは【A】として申告(新規登録)し、販売体制が整ってから【C】として再申告(登録内容変更)することで差し支えない。
※Cとして申告が可能となるタイミングは追って示す。

6. 日本薬剤師研修センター「緊急避妊薬の調剤及び販売に関するe-ラーニング」の研修修了証 発行番号 *
- ※半角で、記入してください。※過去に都道府県薬剤師会の「オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に関する研修会」を受講済みで、今後も調剤のみ行う場合は「0」を記入してください。※「調査事業に協力」の薬剤師は「1」を記入してください

回答を入力してください

A	「0」を記入
B	「0」を記入(販売体制が整ってから要再申告。その際は修了証番号を記入)
C	修了証発行番号(調査研究協力薬剤師は「1」)を記入。 (販売体制が整ってから要再申告)

8. 調剤(医療用医薬品)・販売(要指導医薬品) *

- ☐ 調剤及び販売
- ☐ 調剤
- ☐ 販売

A	「調剤」を選択
B	「調剤」を選択(販売体制が整ってから要再申告。その際は「調剤及び販売」を選択)
C	「調剤及び販売」を選択(販売体制が整ってから要再申告)

22. 備考①

※「公表通知に掲載済み」、「調査事業に協力」に該当する場合、こちらに記入してください。

回答を入力してください

A	「公表通知に掲載済み」と記載
B	「公表通知に掲載済み」と記載(販売体制が整ってから要再申告。その際はここを空欄とすること)
C	空欄(調査研究協力薬剤師は「調査事業に協力」を記入)。 (販売体制が整ってから要再申告)

◆以下の右欄に該当する方は、備考④は以下のとおり記入してください

25. 備考④

※「変更届を提出済みだが、公表通知に未掲載」又は「令和7年9月19日以降に都道府県薬剤師会が実施する研修を修了」に該当する場合、こちらに記入してください。

回答を入力してください

- 令和7年9月18日以前に、都道府県薬剤師会が開催した【調剤研修を修了し調剤体制に対応済みであるが、調剤一覧に未掲載】(更新タイミングとのズレによる)の場合も「変更届を提出済みだが、公表通知に未掲載」と記載してください。
- 【令和7年9月19日以降に都道府県薬剤師会が実施する研修を修了】により調剤対応のみを行う方は、申告の際、この欄にその旨を記載してください。